協議第５６号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて下記のとおり提案します。

平成１５年7月2日　提　出

修善寺町外3町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

国民健康保険事業の取扱いについて
(1)　国民健康保険運営協議会は、合併時に、新市において設置する。 2)　賦課方式は、４町差異がないため、現行のとおり保険税とし、医療分４方式（所得割・資産割・均等割・平等割)、介護分２方式（所得割・均等割）とする。 (3)　保険税率は、合併時に統一を図る。ただし、被保険者の急激な負担増とならないように調整に努める。 (4)　賦課限度額は、４町差異がないため、国の基準どおり、基礎課税額（医療分）５３万円、介護納付金課税額８万円とする。 (5)　高額療養費貸付事業は、合併時に、土肥町の例により統一し、新市において実施する。 (6)　出産育児一時金・葬祭費は、４町差異がないため、現行のとおり、出産育児一時金1件300,000円、葬祭費1件50,000円とする。 (7)　保健事業は、合併時までに調整し、統一する。 (8)　健康優良家庭表彰事業は、合併時に廃止する。

平成１５年　　月　　日 確認